

群馬大学食健康科学教育研究センター規程

平成 29. 2. 1 制定
改正 平成 31. 4. 1 令和 2. 4. 1
令和 3. 4. 1 令和 5. 4. 1
令和 7. 4. 1 令和 8. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学学則第8条第2項の規定に基づき、群馬大学食健康科学教育研究センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、食と健康に関わる研究の推進及び専門人材の育成により、本学の教育研究及び社会貢献活動等の向上に資するとともに、地方公共団体及び地域産業界等と連携して、地域産業の振興及び社会における健康増進に寄与することを目的とする。

(組 織)

第3条 センターに、次の各号に掲げる組織を置く。

- (1) 食マネジメントユニット
- (2) 健康科学ユニット
- (3) 食品開発ユニット
- (4) 食品機能解析ユニット
- (5) 就労女性コホート研究ユニット

2 前項の組織に関し必要な事項は、別に定める。

(業 務)

第4条 センターは、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 食と健康の科学に係る学生及び社会人等に対する人材育成に関すること。
- (2) 食の安全安心に係る支援技術の開発に関すること。
- (3) 食を通じた生活習慣病の予防・治療法開発に関すること。
- (4) 食品の先端加工・製造技術の開発に関すること。
- (5) 食品の新規機能性探索及び開発によるブランディング支援に関すること。
- (6) 食を通じ、女性のライフステージに応じた健康管理及び女性活躍社会への地域活性化への貢献に関すること。
- (7) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(職 員)

第5条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センターの主担当を命ぜられた者
- (4) その他学長が必要と認める者

(センター長)

第6条 センター長は、学長が指名する者をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第7条 副センター長は、学長が指名する者をもって充てる。

- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営会議)

第8条 センターの円滑な運営を図るため、食健康科学教育研究センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

- 2 運営会議は、第4条各号に掲げる業務の遂行に関し必要な事項を審議・決定する。

- 3 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) センターの各ユニットから選出された教員 各1人

(4) 共同教育学部、情報学研究科、医学系研究科、保健学研究科、理工学府、生体調節研究所、研究・産学連携推進機構及び医学部附属病院から選出された教員 各1人

(5) その他センター長が必要と認めた者 若干人

- 4 運営会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

- 5 運営会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

- 6 議長が必要と認めたときは、第3項各号に掲げる以外の者を運営会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 センター及び運営会議の事務は、関係部課等の協力を得て、研究推進部において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。